

2020年5月1日

「2020年3月IR情報についての監査役会の見解」に関するお知らせ

2020年3月26日、株主提案に臨時株主総会が開催され、代表取締役他役員との交代が決議されましたが、これに先立ち、同年3月9日付で前代表者から「株主の皆様へ」と題する書面が情報開示されました。今後の当社の経営上の問題を有することが危惧されたため、現時点における監査役会の見解が「2020年3月IR情報についての監査役会の見解」として当社取締役会に提出されました。監査役会がこの見解を明らかにすることによって、2018年以降の経営体制の混乱を収束させ、新型コロナウイルス禍他、内外を取り巻く未曾有の困難に、執行部他社員一同が一致団結して取り組むためにも「2020年3月IR情報についての監査役会の見解」を2020年4月1日開催の取締役会において、これを確認し、IR資料として開示することを決議しましたので、下記の通りその要旨をお知らせいたします。

「2020年3月IR情報についての監査役会の見解」においては、2020年3月9日付「株主の皆様へ」と題する書面に事実誤認が、多く見られたことが報告されました。これは、倉田社長及び当時アルテックス執行役員として業務の中核を担っていた岡崎取締役（現）からのヒアリングを受けなかったことに起因しているものと思われます。諮問委員会においても、倉田氏へのヒアリング、弁明の機会が一切なかったことが判明しました。当事者からの説明・弁明を受けることは、意見書を作成・公表するにあたっての最低限厳守されるべき重要な手続きであり、これに違背していることは、コンプライアンスが求められ、社会的信用が重視される上場会社として見逃すことができません。よって、今回提出する当監査役会の見解は、当時の事情を知るものとして、倉田社長、岡崎取締役、羽佐田取締役（勧告書提出時の常勤監査役・IR情報開示時の代表取締役）、高橋監査役（勧告書提出時のShinwa ARTEX(以後アルテックスという)監査役・IR情報開示時の監査役)からヒアリングを受け、さらに、倉田社長が意見書を公表された直後に確定日付を入れて作成した弁明書に基づき、当見解が作成されました。

<見解>

該IRレターは、倉田社長らが前執行部に対し株主総会の開催を求めたにもかかわらず開催されなかったことから株主提案の総会開催を裁判所に許可を求めたことに対して、会社がこれに対抗するべく、会社のHPを使って、前取締役らの意見を公開したものである。ここで公開された内容は、前記監査役勧告書および構造改革諮問委員会意見書とほぼ同旨である。要するに、1年半前に倉田社長の代表権をはく奪する際に、任命責任及び経営責任を代表者個人の責任とした文書を踏襲し、加えて、はく奪後の経営上の低迷も倉田社長の責任とするものである。

また、事態が相対立していた場面であったとはいえ、経営会議、取締役会において合議決定された事項について、「資金流失」「乱脈ともいべき異常さ」とあたかも倉田社長が独断専行し、不正が疑われるかの表現は公開文書として著しく不適切であったと言わざるを得ない。実際、該文書が公開された直後、東証から事実の説明を求められていたということであり、これに対しては前執行部が対処するべきだがこれが放置されていたことは、前執行部

においても、上場会社としてのガバナンスが機能していたことが疑われてもやむを得ない事態であったと思われる。

この IR レターを引き金に、現在も業界誌において、針小棒大に事実が取り上げられ、当社の信用が棄損されかねない事態となっていることは憂慮せざるを得ない。よって、速やかに事実誤認とミスリードを招く表現に対し、厳正に対処する必要があると思われる。

監査役会勧告書および意見書において適示された事由が当該 IR レターにおいて再述されていることについては、すでに見解を明らかにしたとおりであるが、加えて、貸付金に関する契約書が存するにもかかわらず契約書もないとの断定、また倉田社長の提示した成長営業戦略につき、悪意のある推測を IR 情報として開示したことは、当社にとって不利益となりかねない行為である。

今後、会社および倉田社長個人の信用と名誉を棄損しかねない IR 開示に対し、上場会社としてのガバナンスをもって、社内一丸となって回復に努めなければならない事態であると思料する。

<結語>

以上、監査役会は、この間の経緯について、倉田社長に、子会社であるアルテックス代表者として人事上の任命責任及び経営上の判断による損失発生について責任があることは否めない事態であるが、ただし、当社及びアルテックスにおいては、経営会議及び取締役会における合議決定が確実に履行されており、この観点から、当社の監査によって発覚したかのような表現はあたかも事実が隠されていたかのような印象を与え、かつ結果の表現に対しても誤解を与えかねない表現が含まれており、適切な表現であるとは言えないものも存する。しかも当事者及び当該業務に詳しいものからもヒアリングを受けずに勧告及び意見具申が出されたことは、コンプライアンス上の問題でもあると指摘せざるを得ない。

当見解が、今後の当社の正常化と発展に寄与することを切に求めるものである。

以上